

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 397
 2020年(令和2年)3月25日発行
 ■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
 堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
 電話(072)224-1111
 ■発行人 畑中幸司
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

2020(令和2)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

大阪市長 松井 一郎 様

2019(令和元)年11月15日

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この間、行政による啓発をはじめとする様々な施策や運動団体の取り組みにより、差別事象は減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの完全に解決された状態ではなく、今回の「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立はこのような取り組みに歯止めをかけるものであると期待しています。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、いずれの法律にも差別や人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載があります。

一方、国内人権機構の設置について、国連の人権差別撤廃委員会から幾度も勧告が出されている中、政府は平成29年7月に「人権差別条約第10回・11回政府報告」を提出しましたが、平成30年8月の総括所見では、改めて国内人権機構を設置することを勧告されています。

この総括所見に対して政府は本年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵害事件調査処理規定」を持ち出している苦しい言い訳をしています。

また、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置を勧告されており、平成26年1月に批准書を寄託した「障害者権利条約」にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、平成28年6月に提出した第1回報告に対する国連の委員会からも同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますよう、大阪市におかれましてはご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、府民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様へ理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましては、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

自由同和会大阪府本部
会長 畑中幸司
自由同和会大阪府本部
大阪市内ブロック協議会
代表 重博文



令和2年2月5日(水)午後1時より、大阪府役所第一共通会議室に於いて、「令和2年度大阪府同和問題関連部局との要望書協議」が開催されました。

大阪府を代表して市民人権局ダイバーシティ推進室古武共生社会づくり支援担当課長のご挨拶、自由同和会大阪府本部を代表して畑中会長の挨拶、その後関連部局より回答がありました。

その後、質疑に移り「インターネットによる人権侵害事件数が増加しているが、インターネットは匿名性が高く誹謗中傷・差別落書きや誤った情報は、一度掲載されると削除が困難と思われるが、大阪府では有識者会議にて意見を聞いていますか、実効性のある法整備を速やかに国に働き掛けていただきたい。」「身体的児童虐待が増え、深刻な事態と思われるが、警察への援助要請が増加したのには、「大阪府警察児童虐待対策推進要領」の改定によるものなのか、児童福祉士の数が足りないのとこの点ですが、児童福祉士の資質も重要ですが、研修はどのようになっているのか」「いじめや虐待の問題でスクールカウンセラーの派遣はどのくらいの頻度で同じ方が対応するのか、それと不登校の問題で子どもが学校に行くのが嫌だというケースと親に心理的問題があり子どもに傍に居て欲しいために学校に行かせないという話を聞いたのですが、これはある意味虐待といえるのではないかと懸念されるが、その場合どのように対応されるのか。」「平成28年度大阪府高齢者の実態調査報告書」から高齢者の予防の対策や介護状態になった場合の施設状況など経費の比較的安全な特別養護老人ホームは、介護度3以上という縛りがあり件数も少ないため多数の待ち状態といわれていますが、老人ホームやサービス付き高齢者住宅という国民年金生活者の方には非常に厳しい状況だと思われるが、大阪府としてどのように対応されているのか」など活発に意見が交わられ、時間的制約もあり後日回答になる場面もありました。

今後も積極的に同和問題の完全解決並びに人権問題の解決のため施策が活用されるよう要望し、あらゆる差別問題撤廃に向け努力することを確認し終了しました。

令和2年度大阪府同和問題 関連部局との協議

1 松井一郎市長の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

2 基本要

基本要

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
- (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
- (3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その認識の下、平成30年度に発生し、大阪府・大阪府教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
- (4) 「大阪府人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
- (5) 同和問題は解決の過程にあるものの、同和問題を解決するための人権教育・啓発について、この間、後退している感が拭えないが、「部落差別解消の推進に関する法律」の成立で、後退傾向に歯止めがかかると思われる。そこで、次の2点について明らかにされたい。
 - ①職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実が努められたい。
 - ②平成30年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実が努められたい。
- (6) 幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施されたことは喜ばしいことであるが、無償化に合わせたように保育料の値上げなど、国の制度の枠外での保育料の値上げにより、実質的な負担は軽減されていないのではないか、また、待機児童問題や保育士不足そして保育の質の低下などが懸念されるが、大阪市としてのお考えを明らかにされたい。
- (7) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- (8) 自営業者等の経営の安定に向けた支援等の取り組みを明らかにされたい。
- (9) 団塊の世代の高齢化により、国民年金受給者等の低所得者も増加が考えられるが、公営住宅の供給が予想されるが、対策は講じられるのか。また、高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも、世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死亡して数日かで見送られる「孤立死」が増加していることから、地域のつながりに拒否感を持って孤立しないよう、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。

また、高齢者の増加に伴い介護を必要とする高齢者も増えており、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」に於いての介護疲れからネグレクトや悲惨な事件が起こっていることを鑑み、介護者への支援体制の取り組みはなされているのか。施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数が足りないのが現状である。介護施設の充実についても対処されたい。
- (10) 旧同和地区の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅やUR賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。
- (11) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。

- (12) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっており、働くひとり親家庭への支援制度の新設や充実の進捗状況を明らかにされたい。
- (13) 児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が本年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されるが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊厳を守るよう取り組まれたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りないのが現状と言われているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。

また、平成30年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。
- (14) ILO111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。
- (15) 「いじめ防止対策推進法」が施行されて6年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生しております。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改訂され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ学校での基本方針の策定、体制の整備、重大事態への対処等必要な措置を講じられるよう、学校への指導をされたい。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラーの拡充を図り、より一層力を入れていただきたい。現場である学校への徹底した指導をされたい。
- (16) 教師が同僚の教師に対するいじめが問題になっていますが、大阪府教育委員会として、同様の事案はないのか把握されているのか。また、教師の質の問題や児童に与えた影響などこの問題に対する大阪府教育委員会としてのお考えを明らかにされたい。
- (17) 日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金への「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条件を撤廃し「給付型奨学金」の拡充、無利子枠の一層の拡大を要望していく。大阪市におかれましては、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。
- (18) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。
- (19) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
- (20) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
- (21) 学校における性的マイノリティについて、平成28年度4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」(教職員向け)が配布されたが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。
- (22) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え。道徳心が育まれ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。
- (23) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

※要望書への大阪市の回答は次号(398号)に掲載予定です。

